

# 福井県ミニバスケットボール連盟規約

## 第一章 総則

(名称)

第 1 条 この連盟は、福井県ミニバスケットボール連盟と称する。

(事務局)

第 2 条 この連盟の事務局を理事長所在地に置く。

## 第二章 組織 及び 目的

(組織)

第 3 条 この連盟は福井県バスケットボール協会の組織に属し本県ミニバスケットボール登録チームをもって組織する。

第 4 条 ミニバスケットボールチームは、12 歳までの小学校児童をもって男女別に組織する。

(目的)

第 5 条 本連盟は、本県におけるミニバスケットボールの健全な普及発展をはかるとともに、技術の向上と指導者の向上をはかることを目的とする。

## 第三章 事業

(事業)

第 6 条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 交歓ゲーム競技会の開催
- (2) ミニバスケットボールに関する技術の調査、研究
- (3) ミニバスケットボールに関する講習会と指導者の養成
- (4) ミニバスケットボールの規則・審判に関する調査、研究
- (5) ミニバスケットボールの施設や用具に関する調査、研究
- (6) ミニバスケットボール界を代表し、一般社団法人福井県バスケットボール協会及び日本ミニバスケットボール連盟に加盟すること。
- (7) その他本連盟の目的達成のための事業を行う。

## 第四章 役員 及び 評議員

(役員)

第 7 条 本連盟に次の役員を置く。

- |         |     |          |     |
|---------|-----|----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 | (2) 副会長  | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1 名 | (4) 副理事長 | 若干名 |
| (5) 理 事 | 若干名 | (6) 委 員  | 若干名 |
| (7) 監 事 | 2 名 |          |     |

(役員を選任)

- 第 8 条
1. 会長、副会長は評議員会で推挙する。
  2. 理事長、副理事長は理事の互選とする。
  3. 理事・監事は、チーム関係者及び学識経験者のうちから評議員会の同意を得て会長が任命する。
  4. 委員は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

(役員任期)

- 第 9 条
1. 本連盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
  2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
  3. 役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(役員職務)

- 第 10 条
1. 会長は本連盟を代表し、会務を統括する。
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
  3. 理事長は会務を掌握し、会長及び副会長に事故あるときはその職務を代行する。
  4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
  5. 理事は理事会を組織し本会の業務を執行する。
  6. 監事は会計監査を行う。

(役員解任)

- 第 11 条
- 会長は役員が次の各号に該当するときは、その役員を解任することができる。
1. 心身の故障のため職務の執行にたえないと認められるとき。
  2. 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(評議員選出)

- 第 12 条
- 評議員は各加盟チームからそれぞれ1名選出される。

(評議員職務)

- 第 13 条
- 評議員は評議員会を組織し、この規約に定める事項を行う。

## 第五章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第 14 条
- 本連盟に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
1. 名誉会長、顧問は本連盟に著しく功績のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。
  2. 参与は理事会が推薦する者から会長が委嘱する。

## 第六章 会議

(会議)

第15条 本連盟に次の会議及び委員会を置く。

1. 理事会
2. 常任理事会
3. 評議員会
4. 専門委員会

(理事会)

第16条 理事会は会長が招集する。  
理事会の議長は理事長とする。

(理事会の付議事項)

第17条 次に掲げる事項は理事会に付議する。

1. 事業計画及び収支予算
2. 事業報告及び収支決算
3. 諸規定及び制定の改廃
4. その他会長が付議した事項

(常任理事会)

第18条 常任理事会は、事業、業務執行に関して基本的事項を検討する機関とし、会長が招集する。常任理事会の議長は理事長とする。

(評議員会)

第19条 評議員会は毎年1回会長が招集する。  
ただし会長が必要と認めるとき臨時評議員会を招集する。  
評議員会の議長は会長とする。

(評議員会の付議事項)

第20条 次に掲げる事項は評議員会に付議する。

1. 事業計画及び収支予算に関する事項
2. 事業報告及び収支決算に関する事項
3. 役員の選挙及び同意に関する事項
4. その他本連盟の業務に関する事項

(専門委員会)

第21条 専門委員会は、会長より諮問された専門的事項について検討し、答申する機関とし、委員長が招集する。

## 第七章 登録

(登録)

- 第22条
1. 本連盟に加盟しようとするチームは、加盟する年度の5月31日までに日本バスケットボール協会の登録手続きを経て、登録しなければならない。
  2. 前項の規定により登録をする場合、登録をしようとするチームの主体校の属する地区の当該地区ミニバスケットボール連盟に登録していなければならない。

3. 前2項の規定に関し、詳細事項については理事会で別に定める。

第23条 本連盟に加盟していないものは、北信越バスケットボール協会、福井県バスケットボール協会及び本連盟が主催する行事に参加することができない。

## 第八章 会計

(経費)

第24条 本連盟の経費は、加盟費、参加費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

(会計年度)

第25条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月末日におわる。

## 第九章 補則

(規約の変更)

第26条 この規約は理事会及び評議員会の議決を経なければ変更できない。

### 付則

この規約は平成 3年 7月 6日より施行する。

平成 4年 4月18日 一部改正

平成12年 4月30日 一部改正

平成17年 4月15日 一部改正

平成18年 4月16日 一部改正

平成25年 4月20日 一部改正 第8条2

平成27年 4月25日 一部改正 第22条改正、第23条削除、第24条以降繰り上げ

平成29年 4月23日 一部改正 第8条第3項改正、第22条第2項改正